



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年10月23日(金) 第9845号

目次

ページ

告 示

- 保安林予定森林(森林保全課) 2
- 家畜伝染病発生報告(畜産課) 2
- 同 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 同 3
- 道路の供用開始(同) 4
- 道路の区域変更(同) 4
- 道路の供用開始(同) 4
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) 5
- 同 5

公 告

- 土地改良区役員の就任の届出(農村整備課) 5
- 開発工事の完了(建築課) 6

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 7
- 政治団体の異動事項 8
- 政治団体の解散届出 9
- 資金管理団体の名称等 9
- 資金管理団体の異動事項 10
- 資金管理団体の指定の取消し等 10
- 資金管理団体の異動事項の告示の廃止 11

落 札

- 落札者等の決定(業務プロセス改革課) 11
- 同(病院局総務課) 11

■ 告 示

◎群馬県告示第275号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 沼田市石墨町字藤木1207の13、1207の14、1212、1219から1226まで、1236の10、1236の11、1236の17から1236の21まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
沼田市石墨町字藤木1219から1226まで、1236の10、1236の11、1236の17から1236の21まで
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第276号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
豚熱	豚	患畜	2頭	令和2年9月26日	高崎市	法令殺
豚熱	豚	疑似患畜	6,163頭	令和2年9月26日	高崎市	法令殺

◎群馬県告示第277号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和2年10月6日	前橋市	法令殺

◎群馬県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎渋川線	高崎市金古町字愛宕2108番の1地先から同市同字同2111番の1地先まで	前	7.8～17.3	53.5
			後	17.3～17.8	53.5
		高崎市金古町字北十三町146番の1地先から同市同字町裏150番の2地先まで	前	21.6～26.2	68.8
			後	26.2～40.0	68.8

◎群馬県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	寺尾藤岡線	高崎市根小屋町字鹿島810番の1地先から藤岡市森新田字堰下704番地先まで	前	15.3～49.8	2525.5
			後	15.3～217.0	2525.5

◎群馬県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	寺尾藤岡線	高崎市木部町字犬橋75番の1地先から藤岡市篠塚字上川原700番の13地先まで	令和2年10月25日 午後4時30分

◎群馬県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金井倉賀野停車場線	高崎市山名町字南若宮262番の1地先から同市木部町字西浦349番の1地先まで	前	8.1～10.2	240.5
			後	8.1～32.3	240.5

◎群馬県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
-------	-----	-----	---------

種 類			
県道	金井倉賀野停車場線	高崎市山名町字南若宮262番の1地先から同市木部町字西浦349番の1地先まで	令和2年10月25日 午後4時30分

◎群馬県告示第283号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年9月20日から適用する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

「イオンモール株式会社 高崎市棟高町1400（イオンモール高崎）  
松浦繁男 高崎市新町1282（有限会社松浦商店）」を「イオンモール株式会社 高崎市棟高町1400（イオンモール高崎）」に改める。

◎群馬県告示第284号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年9月24日から適用する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

「有限会社ロイヤル 沼田市栄町52-5（セブンイレブン沼田栄町店）」を「芝崎友宏 沼田市栄町52-5（セブンイレブン沼田栄町店）」に改める。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
牛の平	理 事	再 任	星野博	片品村大字花咲373番地
	同	同	戸丸卓英	同 同 449番地
	同	同	星野長太郎	同 同 620番地
	同	同	星野和雄	同 同 621番地

	同	同	佐藤清	同	同	627番地
	同	同	星野伊佐夫	同	同	630番地1
	同	同	星野恵美子	同	同	731番地
	同	同	星野吉衛	同	同	964番地
	同	同	戸丸志郎	同	同	1475番地
	同	同	星野金一	同	大字鎌田	4100番地
	監事	同	星野高男	同	大字花咲	371番地
	同	同	星野伸夫	同	同	617番地
	同	同	星野充雄	同	同	1084番地
	同	新任	倉田秀和	同	大字東小川	272番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字荒神860-1	邑楽郡邑楽町大字中野2101番地2 アルテナードA棟102号 大野郁
2	邑楽郡千代田町大字上五箇字駒形135-2、135-7	栃木県鹿沼市栄町一丁目15番地3 合同会社ハートフルエステート 代表社員 野澤雅之
3	佐波郡玉村町大字上之手1912-7	藤岡市森516番地1 ヴィラフォレストA202 坂本真実、坂本美佳
4	佐波郡玉村町大字川井字東八幡西北741-9	藤岡市藤岡1974番地1 シャリテII202号室 小川晃平、小川礼奈
5	佐波郡玉村町大字川井字東八幡西北741-8	佐波郡玉村町大字下新田41番地3 馬場裕也
6	邑楽郡千代田町大字上中森字対地828-3	邑楽郡千代田町舞木東20番地の5 アルテミス103 橋場太一、橋場里恵

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	
	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を 単位として設けられる支部		届出年月日
立憲民主党群馬県第3区総支部	長谷川嘉一	木村和子	太田市由良町300-1	
	衆議院議員	○		令和2年9月28日
立憲民主党群馬県第2区総支部	堀越啓仁	堀越裕子	伊勢崎市宮子町3410-3	
	衆議院議員	○		令和2年9月29日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	
	1以上の市町村等の区域を 単位として設けられる支部		届出年月日	
自由民主党赤城支部	木暮唱	茂木眞吉	渋川市赤城町溝呂木452	
	○		令和2年9月28日	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	
	届出年月日			
安心して暮らせる前橋を松本さとし とつくる会	松本悟史	松本正博	前橋市朝日町4-21-18	
	令和2年9月24日			

◎群馬県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県邑楽郡第五支部	会計責任者の氏名	川崎光義	久保田博行	令和2年9月17日
立憲民主党群馬県第4区総支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和2年2月6日
	公職の種類（第1号）	衆議院議員	該当なし	令和2年2月6日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
かどくら邦良連合後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和2年2月6日
	公職の種類（第1号）	衆議院議員	該当なし	令和2年2月6日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	角倉邦良、衆議院議員	該当なし	令和2年2月6日
せんたくぐんま	政治団体の名称	せんたくぐんま	地域未来フォーラム	令和2年9月1日
日本第一党群馬県本部	主たる事務所の所在地	みどり市笠懸町阿左美1808-2	みどり市笠懸町阿左美1836-7	令和2年9月1日
	代表者の氏名	越塚勝己	登山裕	令和2年9月1日
矢島えりこ後援会	代表者の氏名	矢島笑鯉子	松村元雄	平成21年8月30日
	会計責任者の氏名	矢島笑鯉子	加賀谷富士子	平成21年8月30日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成21年8月30日
矢島えりこ政治経済研究会	会計責任者の氏名	矢島笑鯉子	松村元雄	平成21年8月30日



	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第 1号及び第2号に係る国 会議員関係政治団体	平成21年 8月30日
--	-----------------------	-----------------------	---	----------------

◎群馬県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党群馬県太田市支部	八木田恭之	令和2年9月11日
国民民主党群馬県総支部連合会	後藤克己	令和2年9月11日
国民民主党群馬県第1区総支部	後藤克己	令和2年9月11日
国民民主党群馬県第4区総支部	後藤克己	令和2年9月11日
国民民主党群馬県第3区総支部	八木田恭之	令和2年9月11日
国民民主党群馬県第2区総支部	大澤映男	令和2年9月11日
立憲民主党群馬県第3区総支部	長谷川嘉一	令和2年9月14日
立憲民主党群馬県連合	長谷川嘉一	令和2年9月14日
立憲民主党群馬県第2区総支部	堀越啓仁	令和2年9月14日
立憲民主党群馬県第4区総支部	角倉邦良	令和2年9月14日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
矢島えりこ後援会	矢島笑鯉子	平成21年9月1日
矢島えりこ政治経済研究会	矢島笑鯉子	平成21年9月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等

は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小暮笑鯉子	伊勢崎市議会議員	政心会	伊勢崎市三室町乙4558	平成26年5月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
角倉邦良	かどくら邦良 連合後援会	公職の種類	衆議院議員、群馬県議会議員	群馬県議会議員	令和2年2月6日

◎群馬県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小暮利明	政心会	平成26年5月1日
矢島笑鯉子	矢島えりこ政治経済研究会	平成21年8月30日

## ◎群馬県選挙管理委員会告示第56号

資金管理団体の異動事項の告示(平成28年群馬県選挙管理委員会告示第64号)は、廃止する。

令和2年10月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

**■ 落札**

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 群馬県庁情報通信ネットワーク閉域LTE網
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 KDDI株式会社官公庁営業部 東京都千代田区大手町一丁目8番1号
- 5 落札金額 46,008,463円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年7月21日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年10月23日

群馬県知事 山本一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 761,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬自動車燃料販売株式会社 群馬県高崎市末広町54番地
- 5 落札金額 46,20円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年9月4日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111